

議第 77 号から 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に 議第 80 号まで 係る条例の整備について

1 改正の経緯

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等については、国が定めた基準に沿って、地方公共団体が条例で定めることとされています。この度、令和 5 年 1 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」を踏まえ、国の基準を定めた関係府省令等について所要の改正（以下「改正基準」といいます。）が行われたことに伴い、関係条例の規定の整備をするものです。

2 整備をする条例

- (1) 議第 77 号 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 31 号）
- (2) 議第 78 号 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 29 号）
- (3) 議第 79 号 呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 30 号）
- (4) 議第 80 号 呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 31 年呉市条例第 3 号）

3 改正基準の内容

(1) 職員配置基準の改正

各教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満 4 歳以上児の職員配置基準を 30 対 1 から 25 対 1 へと改善する改正が行われました。また、満 3 歳児の職員配置基準を 20 対 1 から 15 対 1 へ、併せて改正が行われました。

(2) 経過措置

条例制定主体である都道府県及び市町村（以下「都道府県等」といいます。）において、改正基準による改正後の基準に従って職員等の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、当該都道府県等内において一律に改正基準による改正前の基準が効力を有する旨定められました。

4 条例の改正の内容

改正基準と同様の改正をします。

5 施行期日

公布の日